

神津小学校利用細則

第1条 目的

この細則は神津小学校 学校運営協議会と交わした覚書を遵守し利用するための注意事項を規定するため、制定する。

第2条 適用範囲

この細則は神津小学校の練習利用に適用する。

第3条 校庭使用及び管理の遵守事項

- (1) 火気の取り締まりは特に厳守に注意し、適当な監視人を配置し、火災の予防に対する万全の措置を講ずること。
- (2) 校内及び学校周辺は全て禁煙である。
- (3) 雨天時の利用は芝生の状態を悪化させるため、利用を中止する。
また、前日に雨が降り続き地面がゆるい状態も同様に利用は中止する。
なお、覚書ではスパイクシューズの利用が禁止されているので、同じ場所での練習により、芝が剥がれてしまうことがないように注意を払うこと。
- (4) 芝生の上での飲食は禁止とする。ただし、飲料は許可する。
- (5) 校庭、使用設備等は常に清潔を保つように心掛け、出したごみは持ち帰ること。
- (6) 練習で校庭を使用した日には使用許可しているトイレを清掃し、清潔を保つこと。
その他、利用中汚した場合には汚した箇所を清掃すること。
- (7) 許可した範囲以外の箇所に立ち入らないこと。
- (8) 使用時間には準備、片づけ、清掃が含まれるため、終了時刻はその点を十分留意すること。
- (9) 神津小学校校庭利用中に学校行事、神津地区社会福祉協議会行事、スポーツ 21 かみつ事業及び土曜日学習の課外授業に支障のないよう十分注意を払うこと。

第4条 学校施設使用及び管理

- (1) 建物、施設、設備等を故意又は過失によって滅失又はき損した場合は神津小学校の指示に従って速やかに修理するか或いは認定した金額賠償負う契約となっているため、取扱には十分注意すること。
- (2) 使用のために発生した一切の災害について伊丹ラグビースクールは全てを負うことになっていることを認識しておくこと。

(3) 次の場合は既に使用許可したものであっても、取り消し、又は中止を神津小学校管理部門側から命ぜられることがある。

- ① 使用内容が不適當(営利目的等)であることを神津小学校管理者側で判明した場合。
- ② 施設管理上支障があると認められたとき
- ③ 使用許可した施設を目的外の用に供したとき
- ④ 使用許可の条件に違反したとき

(4) 神津小学校からの貸与品

- ① 学校正門の鍵
- ② 学校北門の鍵
- ③ 1 F のトイレの鍵

鍵を紛失した場合には速やかに伊丹ラグビースクール運営委員担当に報告し、運営委員会担当は学校施設管理及び保安上速やかに報告し、神津小学校管理部門に指示に従って、新規変更するか或いは認定した金額を賠償しなければならない。

第5条 車両駐車

- (1) 小学校内への駐車はあらかじめ、伊丹ラグビースクールから配布された駐車券を持参し、駐車の際には前面フロントガラスに掲示すること。
- (2) 駐車時間は校庭使用時間の前後30分とする。

第6条 報告

校庭使用時、不測の事態が起きた際には神津小学校管理部門に速やかに報告すること。

また、雨天時等により、使用中止とした場合においても遅滞なく報告するものとする。

神津小学校 学校運営協議会またはその代理業務遂行者と伊丹ラグビースクールとの連絡窓口は運営委員長とする。

適用

- (1) この細則は 2025 年 4 月 1 日に施行する。